



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 113 2014年02月27日

シンガポール特許法改正について

記

シンガポール特許の改正法が2014年02月14日付けで施行されました。この改正法は施行日以降の新規出願、又はPCT出願からのシンガポール国内移行出願に適用されます。

主題：「自己評価」の特許制度から、「積極的許可」の特許制度への転換

1. 対応外国出願における最終審査結果に依拠して特許権を取得しようとする場合であっても、補助審査(Supplementary Examination)の申請を必要とする。
(現在は、対応外国出願の許可/登録クレームにシンガポールクレームを一致させれば、登録となる)
2. 補助審査の申請期限は、出願日若しくは優先日から54ヶ月以内である。
(現在は、スロートラックでの登録申請は、出願日若しくは優先日から60ヶ月以内)
3. 調査及び審査請求、又は対応外国出願での調査結果に基く審査請求、の期限は、これまでの21ヶ月→新36ヶ月に延長される。
4. 補助審査報告に対する応答期限は、発令日から3ヶ月である。
5. 不利若しくは否定的な審査結果となった場合は、拒絶意思通知(Notice of Intention of Refuse)が発行される。この場合出願人は、否定的な審査結果の再検討申請が可能となり、再検討申請の申請期限は、拒絶意思通知の発令日から2ヶ月以内である。
6. スロートラックへの延長制度は廃止する。

補助審査

出願人は依然として対応外国出願における肯定的な審査結果に基づいてシンガポールでの特許取得が可能であるが、その場合でも今後は「補助審査」の申請が必要である。

補助審査では、審査官はその出願がシンガポール特許実務に適合するかどうかを審査する

が、その審査は方式的な審査のみとなるであろう。

シンガポール出願のクレームを対応外国の許可クレームと一致させることは要求されないが、対応していることは必要である。

非肯定的な審査結果の再検討依頼

不利、若しくは否定的な審査結果の場合は、拒絶意思通知が発行される。この場合出願人は、否定的な審査結果の再検討を依頼することができる。新たな審査官が審査して、肯定か否定か、の再検討報告を、「適確性通知 (Notice of Eligibility)」又は「拒絶通知 (Notice of Refusal)」として発行する。

その他

シンガポール特許庁は、In-House 特許審査官の新しいチームを作り、調査及び審査を担当させることで、今後は外国に調査・審査を頼らないようにすることを目指す。登録後の調査・審査制度は廃止する。(無効審判での審理となる)

実務面でのまとめ

1. これまでは、Fast Track、Slow Track、の 2 本立ての審査ルートが存在したが、改正法では 1 本化される。
2. 審査の選択肢は次の 3 通りとなる。
 - (1) シンガポール特許庁による調査及び審査請求を申請するルート
 - 調査請求のみ先行申請 : 出願日又は優先日から 13 ヶ月以内
 - 調査及び審査請求 : 出願日又は優先日から 36 ヶ月以内
 - (2) 対応外国出願の情報に依拠するルート
 - (2-1) 対応外国出願における調査結果に基づいて審査請求をするルート
 - 審査請求 : 出願日又は優先日から 36 ヶ月以内
 - (2-2) 対応外国出願における肯定的な審査結果に基づく補助審査請求をするルート
 - 補助審査請求 : 出願日又は優先日から 54 ヶ月

(添付のフロー図をご参照)

以上



パットワールド® PATWORLD

有限
会社

ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

シンガポール改正法施行後の審査の流れ(出願日:2014年02月14日以降の出願)

